

学校法人大阪経済法律学園 役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪経済法律学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第58条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与及び特別賞与、退任慰労金及び功労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、大阪経済法科大学給与規程（以下「給与規程」という。）に基づくものは含まない。
- (5) 評議員の報酬等とは、報酬、特別賞与、退任慰労金その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この評議員の報酬等には、給与規程に基づくものは含まない。
- (6) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 俸給、役職手当、業務担当理事手当及び研修参加手当
 - (2) 非常勤の役員 報酬月額、特別任務手当、勤務手当及び研修参加手当
 - (3) 評議員 報酬日額、議長手当及び研修参加手当
- 2 前項第1号にかかわらず、常勤の理事が専任教員又は専任職員の身分にある場合、業務担当理事手当以外の報酬は支給しない。
- 3 第1項第3号にかかわらず、評議員が専任教員又は専任職員の身分にある場合、議長手当以外の報酬は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する俸給月額は、別表1のとおりとし、各役員の俸給月額は、次に掲げる範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 理事長 7号俸以上
 - (2) 専務理事 5号俸以上6号俸以下
 - (3) 常務理事 4号俸以上5号俸以下
 - (4) その他の常勤の役員 3号俸以下
- 2 役職手当は、別表2に定める額とする。
- 3 業務担当理事手当を支給する場合の額は、月額50,000円を上限額とし、理事長が決定する。
- 4 非常勤の役員に対する報酬（研修参加手当を除く。）の額は、別表3に定める額とする。
- 5 評議員に対する報酬日額の額は、会議出席（書面による出席を除く。）の都度、60,000円とする。
- 6 議長手当は、評議員会の議長に対して、評議員会開催1回につき20,000円を支給する。
- 7 研修参加手当は、この法人の業務として参加した研修1回につき30,000円を上限額とし、理事長が決定する。

(賞与及び特別賞与)

第5条 常勤の役員に賞与を支給するものとし、その額は別表4に定める算式により得られる額とする。

2 給与規程に基づいて教員又は職員に特別賞与を支給するときには、この法人の事業の達成状況及び経営状況等に応じて、役員及び評議員に特別賞与を支給することができるものとする。支給額は、教員又は職員に対する特別賞与の支給額を基準として、理事長が決定する。

3 前二項にかかわらず、常勤の理事又は評議員が専任教員又は専任職員の身分にある場合、賞与及び特別賞与は支給しない。

(退任慰労金及び功労金)

第6条 役員及び評議員に退任慰労金を支給するものとし、その額は別表5に定める算式を基準として支給する。

2 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事について、本学園史において特に顕著な功績が認められる場合は、退任慰労金に加えて功労金を支給することができるものとし、別表6に定める理事としての在任期間に応じた加算率を前項の額に乗じて得た額とする。

3 前二項にかかわらず、役員又は評議員が専任教員又は専任職員の身分にある場合、退任慰労金及び功労金は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし、支給日が休日(土曜日である場合を除く。)に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその前日に支払うものとする。)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 特別賞与 理事長が指定した日

(4) 退任慰労金及び功労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後2ヶ月以内

2 非常勤の役員に対する報酬等の支給は、前項第1号、第3号及び第4号を準用する。

3 評議員に対する報酬等の支給は、第1項第1号及び第4号を準用する。この場合において、第1項第1号中「毎月」とあるのは「翌月」と読み替えるものとする。

4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

6 退任慰労金及び功労金は、死亡による退任の場合には、その遺族に支給する。遺族の範囲及び順位は、退職金規程第6条の規定を準用する。

(費用)

第8条 役員には、旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員には、役員に準じて、旅費を支給することができる。

3 前二項のほか、役員及び評議員が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第9条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日

及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 10 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 11 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 151 条第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、常務理事の報酬等については、令和 7 年度の定時評議員会までは、なお従前の例によるものとし、評議員の報酬等については、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から支給する。

附則

この規程は、令和 7 年 6 月 24 日から施行する。ただし、評議員の退職慰労金に関する各規定は、令和 7 年 6 月 23 日定時評議員会の終結の時をもって評議員を辞任した者にも適用することとし、その支給については、定時評議員会終結後、同日に開催される理事会において決定することができる。

附則

この規程は、令和 8 年 6 月 24 日から施行する。ただし、第 4 条第 4 項から第 7 項まで及び別表 3 の改正については、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 常勤の役員に対する俸給

号俸	俸給月額 (円)
1	500,000
2	550,000
3	600,000
4	650,000
5	700,000
6	750,000
7	800,000
8	850,000
9	900,000

別表 2 役職手当

	役職手当月額 (円)
理事長	300,000
専務理事	250,000
常務理事	200,000

別表 3 非常勤の役員の報酬

	報酬の額 (円)	
	報酬月額	特別任務手当及び勤務手当
理事	100,000	特別任務手当 特別の任務を委嘱された非常勤の理事に対して、報酬月額と別に、案件に応じた相応の対価を支給できるものとする。
監事	100,000	勤務手当 理事会、評議員会を除く重要な会議への出席等の監事監査について、1回につき 30,000 円を月額に加えて支給する。

別表 4 常勤の役員の賞与

6月の賞与	報酬月額（俸給、役職手当）×2ヶ月分
12月の賞与	報酬月額（俸給、役職手当）×3ヶ月分

別表 5 役員及び評議員の退任慰労金の基準

	算定式	
理事長	最終報酬月額（俸給、役職手当）×在任月数×22/100	
専務理事	最終報酬月額（俸給、役職手当）×在任月数×14/100	
常務理事	最終報酬月額（俸給、役職手当）×在任月数×10/100	
その他の役員	常勤役員	最終報酬月額（俸給）×在任月数×8/100
	非常勤理事	20,000円×在任月数
	非常勤監事	20,000円×在任月数
評議員	5,000円×在任月数	

※上記の在任月数に1ヶ月未満の端数が生じる場合は、1ヶ月に切り上げる。

別表 6 功労金を支給するときの加算率

在任期間	加算率
1期以上2期未満	10%
2期以上3期未満	25%
3期以上4期未満	50%
4期以上5期未満	75%
5期以上	100%